

募 集

平成 30 年度 臨時職員登録

町では臨時職員の登録受付を行います。登録いただいても、必ずしも任用があるとは限りませんのでご了承ください。

▼職種 一般事務

▼年齢要件 満 60 歳未満

▼採用期間 5 カ月以内。ただし、さらに 5 カ月以内で更新する場合があります（最長 10 カ月）。

▼賃金・諸手当 町の規定により支給します。

▼勤務時間 8 時 45 分～17 時 15 分

▼休日等 土・日曜日、祝日、年末年始

※規定により年次有給休暇あり。

▼社会保険 原則、条件を満たす方は健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

▼登録方法 役場 2 階総務課に備え付けの登録カードに必要事項を記入し、写真（縦 5cm、横 4cm）を添付のうえ提出してください。任用時には住民票を提出していただきます。提出いただいた書類は返却しません。

▼登録受付期間 2 月 1 日（木）～2 月 28 日（水）

※土・日曜日、祝日は除く。

▼提出先・問合せ

総務課人事係（☎ 23 - 2330、内線 257・258）

募 集

**教員免許の資格を有する方へ
非常勤職員を募集します**

▼職種 特別支援教育支援員

▼勤務先 町内の小・中学校

▼業務内容 通常学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒に対する学習支援等。

▼応募資格 教員免許を有する方

▼募集人数 若干名

▼勤務期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（継続有）

▼勤務時間 原則として月曜～金曜の 8 時～16 時の内、週 29 時間 10 分

▼報酬 月額 157,300 円（予定）

▼応募書類 履歴書、本人の住民票、資格を証明する書類の写し、運転免許証の写し

▼社会保険 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

▼応募締切 2 月 13 日（火）

▼申込み・問合せ 町教委管理課 学校教育係（☎ 23 - 2689）

募 集

**介護支援専門員の資格を有する方へ
非常勤職員を募集！**

▼業務内容 介護認定のための訪問調査業務、介護予防業務等。

▼応募資格 介護支援専門員の資格を有する方。

▼募集人数 若干名

▼勤務先 ゆとろ

▼勤務期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（継続有）

▼勤務時間 月曜～金曜の 8 時 45 分～17 時 15 分の内、週 29 時間 10 分

▼報酬 月額 179,900 円（予定）

▼応募書類 履歴書、本人の住民票、資格を証明する書類の写し、運転免許証の写し

▼社会保険 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

▼応募締切 2 月 15 日（木）

▼申込み・問合せ 介護課介護支援係（ゆとろ内・☎ 23 - 3029）

募 集

**当別町の観光情報プラザ
FIKA スタッフ募集！**

▼業務内容 観光情報の提供、特産品販売等の接客

▼応募資格 町内在住でワード・エクセル等パソコンの操作ができ、当別町の観光に興味がある方

▼応募人数 若干名

▼勤務先 FIKA (JR 石狩太美駅内)

▼勤務期間・時間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日、時間は早出 9 時 15 分～13 時 45 分、遅出は 13 時 15 分～18 時（共に予定）。早出・遅出はシフト制、週 4～5 日勤務。

▼給与 時給 810 円

▼待遇 通勤手当支給あり

▼応募方法 履歴書（写真添付）を提出ください。書類審査後、連絡のうえ面接を行います。

▼応募締切 2 月 20 日（火）必着

▼提出先 当別町観光協会事務局（役場企画課内・☎ 23 - 3073）

個 人 番 号

**マイナンバーカード
申請はお早めに**

自宅で確定申告ができる e-Tax に必要なマイナンバーカードは、申請から受け取りまで約 1 カ月かかります。利用される方はお早めに申請ください。

住民基本台帳カードで e-Tax をされる方は、電子証明書の有効期限を確認してください。有効期限が過ぎていた場合、住民基本台帳カードによる e-Tax はできませんので、お早めにマイナンバーカードを申請してください。

▼問合せ 住民課戸籍年金係（☎ 23 - 2463）



接種は3月31日まで！高齢者肺炎球菌予防接種



日本人の死因の第3位は、肺炎です。その肺炎の原因となる細菌やウイルスの中で、最も多いのが肺炎球菌です。肺炎球菌予防接種は、肺炎球菌が引き起こす病気を予防したり、肺炎にかかった場合に症状を軽くする効果が期待できます。**該当する年齢の方が定期接種の対象となるのは、今年度限りです。**

▼接種期限 平成30年3月31日まで

▼料金 2,500円（生活保護世帯の方は無料）

▼実施医療機関等

- ・健康ひろば・実施医療機関（本誌 p.22）に掲載しています。
- ・接種希望者は医療機関へ事前に予約してください。
- ・入院または入所中などで町外での医療機関で接種を希望する方は、事前にゆとろまでご連絡ください。

▼問合せ 保健福祉課保健医療係（ゆとろ内・

☎ 23 - 2346）

※対象者

これまでに1回も肺炎球菌予防接種を受けたことのない方で次のいずれかに該当する方が、今年度の対象です。**誕生日前でも接種が可能です。**

① 65歳以上で次の生年月日の方。

65歳	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生
70歳	昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生
75歳	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生
80歳	昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生
85歳	昭和7年4月2日～昭和8年4月1日生
90歳	昭和2年4月2日～昭和3年4月1日生
95歳	大正11年4月2日～大正12年4月1日生
100歳	大正6年4月2日～大正7年4月1日生

② 60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器に重い障がい（身体障害者手帳1級程度）のある方。

水道

貯水槽は定期清掃・水質検査が必要です

マンションのような大きい建物で、町から給水される水を一旦貯水槽に受けた後、水道使用者に給水する施設の総称を「貯水槽水道」といいます。

貯水槽の容量が10m³を超える所有者は、水道法により専門業者にて貯水槽の掃除を1年ごとに行うとともに、厚生労働大臣の登録を受けた者の水質検査が義務付けられています。10m³以下の所有者は、当別町水道事業給水条例施行規程により、10m³を超える貯水槽の管理と同様の管理が求められますので、1年に1度専門業者にて、清掃・検査をしてもらいましょう。

▼問合せ 上下水道課業務係

☎ 22 - 2411

啓発

「北方領土の日」啓発期間

2月7日の「北方領土の日」を中心に、北海道では2月20日までを北方領土の日特別啓発期間とし、関係機関と連携しながら北方領土問題解決のために取り組んでいます。期間中は役場企画課にて署名コーナーを設置し、啓発資料等も配布しています。

▼問合せ 企画課総合企画係

☎ 23 - 2393

募集

国有林モニターを募集中！

北海道森林管理局では、平成30・31年度の「国有林モニター」を2月23日まで募集しています。詳細は、森林管理局ホームページ（<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/index.html>）をご覧ください。

▼問合せ 北海道森林管理局企画課

☎ 011 - 622 - 5228

募集

「とうべつ健康プラン21」パブリックコメントの実施

「とうべつ健康プラン21（第2次）中間評価（素案）」について、町民皆さんの意見を募集します。

▼募集期間

2月1日（木）～2月28日（水）

▼閲覧場所 役場・ゆとろ・太美出張所・西当別コミセン（町ホームページでも閲覧可）

▼意見の提出方法 様式は自由。ご意見の他、住所・氏名を記載の上、書面・FAX・メールのいずれかで提出してください。

▼提出先・問合せ

保健福祉課健康推進係（ゆとろ内・☎ 23 - 4044/FAX25 - 5018/hoken2@town.tobetsu.hokkaido.jp）

税金

軽自動車の廃車・住所変更・譲渡の手続きはお早めに

軽自動車税は、定置場がある市町村から4月1日現在の所有者に課税されます。廃車・住所変更・譲渡等の手続きは、**3月31日まで**に行ってください。

所有者が亡くなった場合も手続きが必要です。軽自動車税は月割課税ではありませんので、手続きを忘れると1年分の税金を納めることとなりますので、ご注意ください。

▼手続き等を行う機関

- ・125cc以下の原動機付自転車
- ・小型特殊自動車（トラクター、ホイールローダー等）
- ・ミニカー（三輪以上20cc超）

▼申告先 役場税務課税務係
(☎ 23 - 2332)

- ・125cc超250cc以下のバイク
- ・軽四輪自動車

▼申告先 札幌地区軽自動車協会
(札幌市北区新川5条20丁目・☎ 011 - 768 - 3955)

- ・250cc超のバイク

▼申告先 北海道運輸局札幌運輸支局（札幌市東区北28条東1丁目・☎ 050 - 5540 - 2001）

▼詳細 税務課税務係（☎ 23 - 2332）

公売

インターネット公売を実施します

税金の滞納により差し押さえた動産・不動産等を売却します。参加には事前申込みが必要です。

▼申込期間

2月15日（木）13時～2月27日（火）23時

▼入札期間

【せり売り（動産等）】

・3月6日（火）13時
～3月8日（木）23時

【入札（不動産）】

・3月6日（火）13時
～3月13日（火）13時

▼詳細 Yahoo! 官公庁オークション特設ページ (<https://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>) を参照。

▼問合せ 税務課納税係（☎ 23 - 2341）

延滞金

平成30年中の延滞金の割合

平成30年中の延滞金の割合は次のとおりです。

・納期限の翌日から1カ月を経過する日まで

2.6%（特例基準割合^{*}+1.0%）

・納期限の翌日から1カ月を経過した日以後

8.9%（特例基準割合^{*}+7.3%）

※特例基準割合とは

租税特別措置法第93条第2項の規定に基づき、財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合のことです。

▼問合せ 税務課納税係（☎ 23 - 2341）

納税

2月28日は国民健康保険税（第8期分）の納期限です

納期限までに納付しない場合には督促状が発付されたり、延滞金がかかる場合があります。病気や失業などのやむを得ない事情により、納期限までに納付することができない場合は、ご相談ください。

▼問合せ 税務課納税係（☎ 23 - 2341）

制度

第三者行為でけが等をした時～国保・後期高齢者医療制度～

第三者（加害者）の行為によってけがや病気になった時、本来、治療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、保険証を使って治療することができます。この場合、必ず事前に「第三者行為による被害届」を提出してください。

■第三者の行為とは？

- 交通事故（自動車や自転車事故等）
- 他人の飼い犬にかまれた
- 購入食品や飲食店等での食中毒
- 暴力行為など

◆必ず医療機関に伝えましょう

第三者行為によるけがなどにより、保険証を使用して治療を受ける旨を医療機関にしっかりと伝えましょう。

◆警察に届け出ましょう

交通事故のときは、けがの程度が軽くても必ず警察に届け出し、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

◆市区町村の窓口にも必ず申請しましょう

法令により、速やかに届け出をすることが義務付けられていますので、必ず窓口へ「第三者行為による被害届」の申請をしてください。

<申請に必要なもの>

- ・第三者行為による被害届（窓口にあります）
- ・保険証、被保険者の印鑑

※後日、事故証明書が必要となる場合があります。

◆詳細・問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係
(☎ 23 - 2467)

夜間

町税と町営住宅使用料等の
夜間窓口を開設しています

町税と町営住宅使用料（家賃）・
駐車場使用料の納付に関する相談
などをお受けします。

■今月の夜間窓口（共通）

2月8日（木）・22日（木）
19時30分まで

▼場所・問合せ 町税窓口：税務
課納税係（☎23-2341）

町営住宅関係窓口：建設課管理
住宅係（☎23-3197）



平成29年 年末火災予防特別警戒を実施しました
～当別消防署・当別消防団～

年末の繁忙期と暖房機等の使用
による火災の多発期を迎えるにあ
たり、平成29年12月21日か
ら30日までの10日間、「年末火
災予防特別警戒」を実施しました。
期間中、町内の各店舗・スキー
場にて防火放送の実施、公共施設
等において防火のぼりの掲揚、消
防車による町内巡回パトロールに
より、町民へ防火の呼びかけを実
施しました。

また、JR石狩当別駅で行った
広報活動では、JR利用者等に火
災予防と住宅用火災警報器設置を
呼びかけました。

▼詳細 当別消防署予防課予防係
（☎23-2537）



駅での
街頭広報の
様子

年金

読んで得する年金・国保のお話

国保

【国民年金保険料は口座振替がお得です】

口座振替には、当月分保険料を当月末に納付するこ
とで月々50円割引される「早割制度」、現金納付より
も割引額が多い「6カ月前納」「1年前納」「2年前納」
があり大変お得です。口座振替による前納をご希望の
方は2月末までに、納付書または年金手帳・通帳・金
融機関届出印を持参のうえ、口座振替をする金融機関
または年金事務所、役場年金窓口へお申し出ください。

【平成29年の社会保険料控除証明書を送付します】

平成29年10月3日から12月31日までに、初め
て国民年金保険料を納付された方に、確定申告等で必
要となる控除証明書が、日本年金機構から2月1日
に発送されます。お問い合わせは「ねんきん加入者ダ
イヤル0570-003-004」へ。

【日本年金機構からのお知らせ】

年金受給資格期間が10年未満の方へ日本年金機構
より年金加入期間の確認を呼びかける「年金加入期間
の確認のお知らせ（案内）」を送付しています。お手
元に届いたら必ずご確認ください。年金事務所へのご
相談は、「ねんきんダイヤル0570-05-1165」へ
予約の上、お越しください。

■年金事務所出張相談所の開設

- ・日時 2月20日（火）10時～15時
- ・場所 商工会館（錦町）

（相談予約専用ダイヤル ☎011-717-4133）

相談は予約制。
代理人が相談する
場合は委任状等が
必要です。

【国民健康保険の加入・脱退手続きはお済みですか】

国民健康保険は市町村が運営し、職場の健康保険な
どに加入していない方は、すべての方が加入する制度
です（これを“国民皆保険”といいます）。

職場を退職し健康保険などを喪失した場合は、喪失
後14日以内に社会保険等資格喪失証明書を持参し、
役場の国保窓口で『加入手続き』を行ってください。
会社などに就業し、国民健康保険以外の保険に加入し
た場合は、『脱退の手続き』が必要です。

加入・脱退ともに、自動的に保険が切り替わるもの
ではありません。ご自身での手続きが必要です。

◎こんな場合も……

例えば、2年前に退職後、国保に未加入のままで過
ごし、けがや病気などで病院にかかる時に国保の加入
の届け出をしたとしても、国保の加入日は届け出をし
た日ではなく、職場の健康保険が切れた日（退職日の
翌日）となります。この場合、2年前からの未加入期
間分の国保税がかかることになり、経済的な負担が非
常に大きくなります。

また、既に他の健康保険に加入しているのに脱退の
届け出が遅れ、国保の保険証で病院にかかっていた場
合は、かかった医療費を返還していただきますので、
加入・脱退等の手続きは早めに済ませましょう。

▼国民年金についての問合せ

住民課戸籍年金係（☎23-2463）

▼国保・後期高齢者医療についての問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係（☎23-2467）